

移動支援事業の支給決定基準

【ガイドライン】

- 適用開始日：平成 20 年 4 月 1 日以降の支給決定分～
- 改 訂：平成 20 年 7 月 1 日以降の支給決定分～
- 改 訂：平成 22 年 7 月 1 日以降の支給決定分～
- 改 訂：平成 25 年 4 月 1 日以降の支給決定分～
- 改 訂：平成 27 年 6 月 1 日以降の支給決定分～
- 改 訂： 令和元年 9 月 1 日以降の支給決定分～
- 改 訂： 令和 2 年 4 月 1 日以降の支給決定分～

目次

1. 事業の目的・内容	P 1
2. 対象者および支給量	P 1～3
3. 実施方法	P 4
4. 基準単価等	P 4
5. 利用者負担等	P 5
6. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準	P 5～6
7. 移動支援事業の対象となる外出	P 6～7
8. 移動支援事業の外出目的として認められないもの	P 8
9. 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出	P 8
10. 移動支援事業の外出目的として例外的に認めるもの	P 9
11. 移動支援事業Q&A(事例の判定)	P 10～13

移動支援事業の支給決定基準【ガイドライン】

1. 事業の目的・内容

障がいのために屋外での移動等に支援が必要な者（児）に対して、移動支援事業を提供します。
 具体的には、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に必要となる移動の介護または付き添いで、1日の範囲内で用務を終えるものを対象とします。

※介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合には、その利用が優先されます。また、通院、官公署での手続き等に係る移動の支援は居宅介護（通院等乗降介助、通院等介助、身体介護）で対応します。

2. 対象者および支給量

対 象 者	区 分	基本支給量	備 考
障がい者（児） であって外出等に 支援が必要と 認めた者	身体障がい者 （難病患者等）	30時間/月以内	「社会参加のための外出」 は10時間/月以内
	知的障がい者		
	精神障がい者		
	障がい児	20時間/月以内	

（1）身体障がい者（難病患者等を含む）

【対象者】

次の3つの要件のいずれにも該当する者

- ア. 「重度の下肢機能障がい者等（注釈①）」で、屋外での移動に常時支援を必要とする者。（ただし、重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた者を除く。）
- イ. 「社会生活上必要不可欠な外出（注釈②）」および「社会参加のための外出（注釈③）」の支援が必要と認められる者。
- ウ. 家族等による支援を得ることができない者。

＜注釈＞

① 重度の下肢機能障がい者等」とは、身体障害者手帳に記載の次の障がい名の障がい程度が1級または2級の者。難病により同程度の障がいと認められる者。

障がい名 下肢機能障がい、体幹機能障がい、移動機能障がい、平行機能障がい、じん臓機能障がい、心臓機能障がい、視覚障がい(等級は問わない)

② 「社会生活上必要不可欠な外出」とは、生活必需品の購入等の外出。（通勤および通所施設や小規模作業所、保育園、学校等への送迎、営業活動等に係る外出を除く。）

③ 「社会参加のための外出」とは、障害者福祉センター等の公共機関、福祉大会等への参加等、スポーツ・文化施設等への外出。（通年かつ長期にわたる外出、社会通念上適当でない外出を除く。）

④ 視覚障がいの者は同行援護の支給決定を受けられない場合に支給及び利用を認める。

※重度訪問介護とは、障害福祉サービス（介護給付）で「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する」者で、かつ障害支援区分4以上の者に支給決定される。

※重度障害者等包括支援とは、障害福祉サービス（介護給付）で「常時介護を要する重度の障がい者であってその介護の程度が著しく高い」者で、かつ障害支援区分6に該当する者のうち意思疎通に著しい困難を有する者に支給決定される。

（2）知的障がい者

【対象者】

次の3つの要件のいずれにも該当する者

ア.療育手帳の交付を受けている者であって、一人での外出が困難（多動がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難等）であるため、屋外での移動に常時支援を必要とする者。（ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除く。）

イ.「社会生活上必要不可欠な外出」および「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者。

ウ.家族等による支援を得ることができない者。

※行動援護とは、障害福祉サービス（介護給付）で「知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する」者で、かつ障害支援区分3以上の者に支給決定される。

（3）精神障がい者

【対象者】

次の3つの要件のいずれにも該当する者

ア.精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付または自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けている者であって、一人での外出が困難（漠然とした不安がある、妄想がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難等）であるため、屋外での移動（交通や公共機関の利用等の援助）に常時支援を必要とする者。（ただし、行動援護の支給決定をされた場合を除く。）

イ.「社会生活上必要不可欠な外出」および「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる者。

ウ.家族等による支援を得ることができない者。

（4）障がい児【18歳未満の者】

【対象者】

次の3つの要件のいずれにも該当する児童

ア.「重度の下肢機能障がい児等（注釈④）」、「知的障がい児（注釈⑤）」、「精神障がい児（注釈⑥）」で、屋外での移動に常時支援を必要とする児童。（ただし、行動援護・重度障害者等包括支援・重度訪問介護の支給決定をされた場合を除く。）

- イ。「児童における社会生活上必要不可欠な外出（注釈⑦）」および「社会参加のための外出（注釈③）」の支援が必要と認められる児童。（就学前児童は除く。）
- ウ。保護者が付き添うことができない児童。

<注釈>

- ⑤ 「重度の下肢機能障がい児等」とは、身体障害者手帳に記載の次の障がい名の障がい程度が1級または2級の児童。難病により同程度の障がいと認められる児童。

障がい名 下肢機能障がい、体幹機能障がい、移動機能障がい、平行機能障がい、じん臓機能障がい、心臓機能障がい、視覚障がい(等級は問わない)

- ⑥ 「知的障がい児」とは、療育手帳の交付を受けている児童。
- ⑦ 「精神障がい児」とは、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている児童。
- ⑧ 「児童における社会生活上必要不可欠な外出」とは、療育相談のための外出等。
- ⑨ 視覚障がいの児は同行援護の支給決定を受けられない場合に支給及び利用を認める。

※ 「7. 移動支援事業の対象となる外出」(P 6～7 参照)

参 考【児童における介護給付の支給】

- ※ 居宅介護・短期入所は、障がいのある児童の調査項目（5領域10項目）の調査を行ったうえで支給の要否および支給量を決定する。
- ※ 行動援護は、申請があった場合、行動援護の調査項目（12項目）の調査を行い、10点以上の場合に対象とする。
- ※ 重度障害者等包括支援（概ね15歳以上）は、障がい者の認定調査項目80項目の調査を行い、審査会の意見を聞いたうえで支給の要否および支給量を決定する。
- ※ 重度訪問介護（概ね15歳以上）は、児童相談所長が利用することが適当であると認めた場合に、障がい者に準じて支給の要否を決定する。

児童における移動支援事業の考え方

児童に対する移動支援の支給については、「保護者が付き添うことができない児童」と規定しています。疾病、出産、事故等が想定されますが、個別の事情もあることから、その理由について特に限定は設けていません。基本的には、「児童に対してどこまで保護者が関わっていくことが通常であるか」を客観的に判断したうえで、子育てを目的としたニーズであるか、または障がい起因となって生ずるニーズであるかを判断し、移動支援事業の必要性を検討します。

ただし、次のような場合は、移動支援事業が認められる場合があります。

- ① 保護者が障がいのある児童1名、障がいのない児童1名を連れて外出する際に、障がいのある児童の介護を十分にできないことから、介護補助が必要な場合。
- ② 保護者が障がいのある児童を連れて外出する際に、児童の体格が良くなったうえに、多動性や他害行為が頻繁にあり、保護者一人で付き添うことが難しい場合。

3. 実施方法

移動支援を必要とする利用者からの申請に基づき、市はその必要性等を勘案したうえでサービスの支給決定を行います。利用者は支給決定内容の範囲内で本市に登録された事業者と契約を行ない、事業者は要請があれば必要に応じて支援を行うというサービス【個別支援型】です。

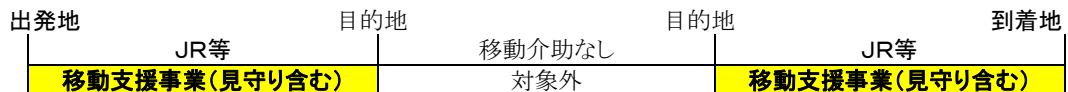
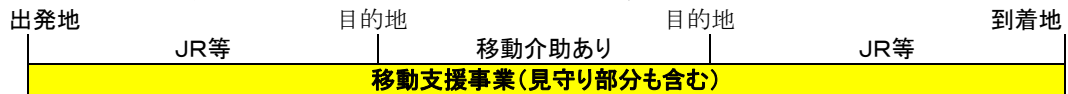
※ 移動支援の種類には【個別支援型、グループ支援型、車両移送型】がありますが、本市においては、上記の【個別支援型】のみ実施しています。

- 支援の内容は、「社会生活上必要不可欠な外出」または「余暇活動等社会参加のための外出」を行う際の、移動中および目的地における身体介護・安全確保等です。
- 移動の方法は、原則として、徒歩または公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するものです。（公共交通機関等の利用料金は、本人分および事業者分ともに別途実費負担が必要）
- 事業者が車を運転している場合は、障がい者・児を介護することはできないので、その時間帯は移動支援事業としては認められません。※要介護者等の輸送については、道路運送法上の登録・許可が必要です。（具体的には、介護タクシー・福祉有償運送制度がこれに該当します。）

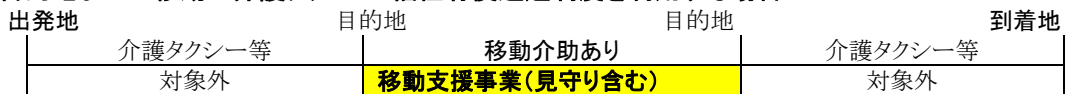
移動支援事業の範囲および介護タクシー・福祉有償運送制度との関係

◆移動支援事業の範囲としては、外出目的の達成に係る出発地から到着地までの一連の移動の間が対象となります。具体的には次のような整理とします。

○目的地までの移動にJR・バス・一般タクシーを利用する場合



○目的地までの移動に介護タクシー・福祉有償運送制度を利用する場合



※移動の支援が20分以上の場合に、30分を最小単位として算定できる。

※一連の外出中に複数の支援場面がある場合には、支援の累計時間を算定できる。

4. 基準単価等

区 分	～30分未満	30分～60分未満	60分～90分未満	以後30分毎
身体介護を伴う	2,550円	4,040円	5,870円	900円加算
身体介護を伴わない	1,280円	2,100円	3,080円	800円加算

※ 上記の他、夜間・早朝加算（18:00～22:00、6:00～8:00 100分の25）、深夜加算（22:00～6:00 100分の50）を設ける。

※ 計画は30分を最小単位（20分以上の利用）とし、プラス10分以上の利用実績がある場合に次の時間帯で算定するものとする。

5. 利用者負担等

地域生活支援事業実施要綱第8条による。

【利用者負担金及び負担上限月額等】

区 分	世帯の収入状況	利用者負担金	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯 【利用者本人（児童の場合は生計中心者） の収入が80万円以下】	基準単価 の1割	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外		24,600円
一 般	市町村民税課税世帯		37,200円

6. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

概ね居宅介護の通院等介助の考え方に準じています。移動支援における「身体介護を伴う場合」とは、移動支援を行う際に実際の身体介護を行った否かではなく、日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供することが想定されるかどうかによって判断するものとします。

見守り支援については、単なる見守りは身体介護を伴わないものとします。移動時に転倒予防のため側について歩き事故等が起きないように常に見守りをする、突発的に移動しないように常に見守りをする、など安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う見守りであれば身体介護を伴うものとします。また、車いすの者は身体介護を伴うものとします。（※自走可能で見守りのみの支援であれば身体介護を伴わないと判断）

身体介護を伴う	サービス提供の時間内で食事または排せつが想定され、食事または排せつに介護者の支援が必要とする場合とする。
身体介護を伴わない	サービス提供の時間内で食事または排せつが想定されるが、食事または排せつに介護者の支援を必要としない場合。 ※「身体介護を伴わない場合」であっても、実際のサービス提供の際に外出先での食事の介助や車いすからの移乗等の必要な身体介護は行われる。

<身体介護を伴う場合の判断基準>

○障がい者 【重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた者を除く】

- ・国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準による。

国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準

○以下のいずれにも該当する障害者。

(1)障害支援区分が区分2以上の者

(2)障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

①1-8「歩行」：「全面的な支援が必要」

②1-4「移乗」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

③1-9「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

④2-4「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

⑤2-5「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」、

○児童 【行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた児童を除く】

- ・障がいのある児童の調査項目（5領域10項目）の調査を行ったうえで、障がい者の判断基準に準ずる。

7. 移動支援事業の対象となる外出

基本的には、以下の目的のために必要な支援を対象事業とします。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

①公的な機関（官公署や金融機関）における諸手続き

介護給付で対応できない場合の官公署での諸手続き、金融機関における諸手続きに係る移動介助は移動支援事業で認められます。

※ 児童の場合は基本的には保護者が行う事柄であり、移動支援事業の対象外とする。

ただし、児童と同席する必要があるなどの理由で公的な機関に出向く際などに、児童の障害の状況から保護者のみならず介護者が同行することが必要な場合のみ移動支援事業の対象と認めるものとする。

②今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの

学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会等は移動支援事業で認められます。

※ 児童の場合、基本的に保護者が児童に代わって行うべき事柄であり、児童が単独で行うことが想定されにくいいため、対象になじまない。

③本人同伴による個人の嗜好による買物等

買物（衣類・雑貨・本・CD等）、各種団体の行事や会合等は移動支援事業で認められます。

※ 買物において、食材料等の購入は日常生活に不可欠なことから、対象事業と考えられる。

※ 児童については、児童単独で行うことが日常生活上において必要不可欠とは判断し難いことから対象外とする。

④地域生活に欠かせないと判断できるもの

地域の自治会、婦人会への参加等は移動支援事業で認められます。

⑤リハビリを目的とするもの

医師の指導等に基づいて行われる、機能回復または機能低下防止等の治療的訓練を行うために必要な外出先への移動については、移動支援事業で認められます。

⑥その他

冠婚葬祭への出席、お見舞い等は移動支援事業で認められます。

※ 児童については対象外とする。

(2) 余暇活動等社会参加のための外出【10時間/月以内】

①自己啓発や教養を高めるもの

講演会、博覧会や文化教養講座等の趣味的な要素のものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とするものは認められます。

※ 通年かつ長期に渡るものは対象外とする。

②体力増強や健康増進を図るもの

トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで健康の維持を図ったり、体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認めます。

※ 通年かつ長期にわたるものは対象外とする。

③生活の内容・質の充実・向上を高めるもの

レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等は認められます。

※ 児童については、児童単独での外出が一般的とは判断し難いことから対象外とする。

8. 移動支援事業の外出目的として認められないもの

①通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

ア. 謝金を伴う講演会の講師は、外出先にて収入を得ることとなるため経済活動に係る外出とみなされることから、認められません。

②通年かつ長期にわたる外出

※ 通年とは1年を通じて定期的なもの、長期とは概ね3か月を越えるものとする。

ア. 学校（保育所、幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、大学）への通学または障害者児施設等への通園は認められません。

イ. 学校に準ずるものとして、各種専門学校・職業訓練校、施設に準ずるものとして、児童通所デイサービス・生活介護等・就労系事業所、その他として、週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うもので、終了が長期にわたるものは認められません。

ウ. 医療機関及びこれに準じるものへの通院

医療機関等への通院に係るものは、基本的に、居宅介護（通院介助等）で対応します。

※ 施設内での支援は基本的に施設側で対応するものですが、施設側の対応が不可能な場合等で、施設で待ち合わせのうえで行われる支援は認められることがあります。

※ 児童の場合は、原則として移動支援事業の対象外とする。（保護者の付き添いなしに医療機関に受診し、治療の説明を受け、治療行為を受けることは想定していない。）

エ. グループホームから施設・会社等への送迎は認められません。

9. 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出

社会通念については、時代に応じて変化するものですが、現段階で適当ではないと判断できるものについては、対象外となります。

①宗教活動

布教活動や勧誘等の活動は対象外とします。ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事（初詣・お宮参り・法事・クリスマスイベント等）として共通の認識で行われるものは認められます。

②政治活動

基本的には認められません。ただし、投票を参考にするための演説会への参加、参政権にかかる投票所への送迎は認められます。

③公序良俗に反することを目的とするもの

公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外となります。

④その他

上記のほか、社会通念上適当でないと判断される場所への移動は対象外となります。

10. 移動支援事業の外出目的として例外的に認めるもの

①保護者がけがや入院等の理由によるもの

通常介助を行っている保護者のけがや入院等の理由により、代替的に介護者を必要とする場合等は、緊急性が高いものと判断できることから、基本的には対象外となる「通年かつ長期にわたる外出」に係るものであっても、その原因の回復に至るまでの期間に限って認められます。

送迎の出発地および到着地は問いません。施設、学校等から短期入所先への移動支援事業も可能とします。

ただし、介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合には、その利用が優先されます。

ア. 通常保護者が行っている施設・学校の利用に係るもの

イ. 短期入所施設への送迎

②訓練を目的とするもの

現在の日常生活上必要不可欠とは判断されない内容であるが、次のような将来の自立の際に必要となるであろうと認められる内容のものについては、3か月間に限って必要と認める支給量を支給決定します。

ただし、訓練的支給によって自立が見込まれるかどうかを支給決定の際に考慮します。

ア. 施設へ通所するための訓練を行う場合

イ. 保護者が付き添うことができない合理的な理由があると認められる児童（15歳以上の児童に限る）が、将来自立した際に必要と認められる外出先（買物目的を除く）への外出訓練を行う場合

1 1. 移動支援事業Q & A (事例の判定)

Q 1 : 日常生活上必要な外出の活動内容は？

A : 日常生活上必要な買い物に伴う外出、散髪等を目的とした理・美容院、健康上必要な散歩です(移動支援事業実施要綱第4条2項)。市において、支援計画に基づいた必要時間数のみの支給決定となります。

Q 2 : 通学・通所には移動支援事業を利用できないのですか。

A : 移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よって、通所施設や小規模作業所、保育所および学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することはできません。ただし、将来の自立を目的とした内容のものについては、訓練的支給として、3か月に限って例外的に必要な支給量を支給決定します。

Q 3 : 子どもの通学をいつも保護者がしていたのですが、保護者が入院してしまったので、子どもが通学できません。移動支援事業で通学を手伝ってもらえますか。

A : 通常、学校への送迎は通年かつ長期の外出となるため利用できませんが、保護者が入院した場合等は利用することができます。ただし、介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援】で対応ができる場合には、その利用が優先されます。

なお、仕事の都合で迎えに行けないなどの理由では、利用することはできません。

Q 4 : 施設・学校等のバスに障害者・児を乗せるために母親が付き添っていたのですが、足をけがして2週間動けないため、その間に移動支援事業を利用できませんか。

A : 認められます。ただし母の代わりに他の家族等が付き添うことができるか否かを考慮します。

Q 5 : 施設・学校等のバスに障害者・児を乗せるために母親が付き添っていたのですが、手をけがし治癒まで2週間を要することになりました。障害者・児は多動性が強く、行動を制御できないため、移動支援事業を利用したいのですが。

A : 障害者・児の状況に応じて保護者の付き添いが不可能な場合は認められます。この場合は、事業者のみの場合でも、保護者と同伴する場合でも構いません。

Q 6 : 単親家庭であり、施設・学校等のバスに障害者・児を乗せるために同居の祖母が付き添っていたのですが、祖母が高齢のため付き添うことが困難になってしまいました。他に付き添うことができる者がいないため、移動支援事業を利用したいのですが。

A : 支援が必要な期間が限定されておらず、通年かつ長期になることが見込まれるため対象となりません。

Q 7 : 介護者である母親が入院しており、退院後も含め、回復に至るまでに約6か月が見込まれるのですが、母親が退院するまでの期間に限って移動支援事業を利用できませんか。

A : 3か月を越える移動支援であるものの、一定の期間で終了を見込めることから例外的に認めます。

Q 8 : 施設や学校の行事に参加する際に、移動支援事業を利用して、送迎または行事の付き添いをすることは可能ですか。

A : 施設や学校の行事は施設や学校の主催であり、その間必要な支援は施設や学校の責任で行うべきものと考えます。また、施設支援・学校教育の一環であり、学校教育等を受けている時間とみなすことができることから移動支援事業の利用は認められません。

Q 9 : 短期入所の行き帰り、また、短期入所中の外出において移動支援事業が利用できますか。

A : 短期入所利用者における送迎は基本的には短期入所事業者の業務となりますが、短期入所事業者が送迎を行わない場合は、移動支援事業が認められる場合があります。ただし、短期入所中の一時外出時には利用することはできません。

Q 10 : 親類の葬儀のため障害者・児を短期入所施設に預けて県外へ行かなければならなくなったのですが、施設の送迎がなく、保護者で送迎することもできないため、移動支援事業を利用できませんか。

A : 短期入所という利用形態の性格上、緊急性を要するものとして例外的に認めます。ただし、支給決定を受けていない場合は利用することができませんので、事前に申請手続きを行ってください。

Q 11 : 大学への進学が決定したことから、一人で通学できるようになることを目的とした訓練を行いたいのですが、移動支援事業を利用できませんか。

A : 通学に係るものは「通年かつ長期にわたるもの」として基本的には対象外ですが、将来の自立を目的とした内容のものについては、訓練的支給として、3か月に限って例外的に必要な支給量を支給決定します。ただし、訓練的支給によって自立が見込まれるかどうかを支給決定の際に考慮します。

Q 12 : 家族会または保護者会やPTAが主催する行事に、移動支援事業を利用できますか。

A : 施設や学校が行う行事とは別のものであり、社会参加の一環として認められます。ただし、就学前児童については認められません。

Q 1 3 : 移動支援事業でプールに行く場合、プール利用中の介護も移動支援事業となるのですか。

A : 移動支援事業は、出発地から目的地までの往復における移動および目的地での身体介護・安全確保が主な目的です。付き添って一緒にプールに入り支援をする、アーチェリーのように矢は放てるが、矢と一緒に取ったり拾う支援をする等であれば算定可とします。ただし、目的地において利用者が自ら活動できる場合（この例では「プール内で更衣、遊泳が自らできる」場合）は、活動自体が移動ではなく、付随する業務ではないので移動支援事業として算定できません。

Q 1 4 : 障害児を保護者一人では病院に連れて行くことができない場合も移動支援事業を利用できませんか。

A : 通院に係る支援は介護給付【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援】で対応します。

「保護者が付き添えない場合」の事由とは、保護者が病気等の場合により一定期間介護できない時に限ります。なお、通院以外の外出目的で保護者一人では連れて行くことが困難な状態（常時車いすを利用しており移動の道中にかかえなければならない等）であれば利用できます。

Q 1 5 : 家族が不在なので、幼児・学齢児を遊びに連れて行ってもらえませんか。

A : 支援の必要性が障害を持つことに起因している事由ではなく、子育てからくるニーズと判断されるため認められません。

Q 1 6 : 通勤、営業活動についてですが、講演会の講師として出席するので、移動支援事業を利用できますか。

A : 講師として謝礼がある場合は有給の仕事であるとみなされ、営業活動の一環となるため認められません。ただし、無償の場合は単に参加となるため認められます。

Q 1 7 : 無償の法人（法人格を有し営利・非営利を問わない）役員であるが、事務所に行くために移動支援事業を利用できますか。

A : 無償であっても会社勤務であることに変わりなく、会社・団体等は社会活動や経済活動を行っており、また、通年かつ長期にわたることになるため認められません。ただし、非常勤で、通年かつ長期にわたらない場合等は、勤務状況等により認められる場合もあります。

Q 1 8 : 家族が運転する車で、利用者と事業者を乗せて外出先までの送迎を行ってよいでしょうか。

A : 認められます。ただし、事業者が運転する場合は運転中に介護が行えないので、運転中の時間は移動支援とは認められません。（これは、介護タクシーまたは福祉有償運送に該当します。）

Q 19：家族が運転する車で目的地に行き、事業者と待ち合わせをすることは可能ですか。

A：移動支援事業の出発地は自宅と限定されているものではないので、目的地での移動支援事業が必要な場合に、現地で事業者と待ち合わせて、目的地で移動介護を行うことは認められます。ただし、目的地で移動支援が必要でなく単に見守る行為のみである場合は、認められません。

Q 20：外食に行く場合、ヘルパー分の食事代の負担はどうか？

A：利用者負担とするかヘルパー負担とするかは状況や利用形態に応じて判断して下さい。ただし、利用者負担とする場合に当たっては、利用者に金銭的負担が発生することも考慮し利用者の同意を得た上で支援を行って下さい。ヘルパーの食事中については基本的には算定対象外ですが、一緒に食べていても見守り等支援が必要であれば算定可とします。また、ヘルパーが食事をするかどうかは事業所の判断とします。

Q 21：市外に出かけたい場合の支援はどうか？

A：市外への移動支援の利用もできます。ただし、長時間の支援となるため市内にある事業所が市外でも支援を出来るか否かとなります。市内にある事業所が支援を出来ない場合は目的市外地の移動支援事業所をご利用ください。また、事業所間で連絡調整は必要ですが、目的市外地までは市内の事業所が支援を行い、目的地で市外の事業所へ支援を引き継ぐことも可能です。（交通費は利用者負担。）

Q 22：家族の付き添いのない利用者と駅で待ち合わせをし、目的地に公共交通機関で向かうことは可能か？

A：原則、安全管理の確保の面から、介助者（自宅や家族）から介助者への引継ぎによる介助が原則ですので、利用者本人のみとの待ち合わせはできません。ただし、自立促進等の観点から、待ち合わせでの支援が適切と判断される場合にはこの限りではありませんが、単独行動時の事故に関するリスクについては本人および事業者間で充分ご検討下さい。

Q 23：キャンセル料を請求することはできるのか？

A：市への請求は不可。ただし、契約時に事業所が利用者との間で取り決めをしたうえで、一定のキャンセル料を請求することは可能。（キャンセル料金については事業所で取り決める）

この支給決定基準は、平成20年4月1日からの鳥取市地域生活支援事業（移動支援事業）の考え方をまとめたものであり、今後の地域事情や社会情勢等により変更することがあります。
施行期日 [H20.4.1適用、H20.7.1一部改訂、H22.7.1一部改訂、H25.4.1一部改訂、H26.5.1一部改訂、H27.6.1一部改訂、R1.9.1一部改訂、R2.4.1一部改訂]